

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 文部科学省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	日本私立学校振興・共済事業団への指定寄附金の範囲の拡充（若手・女性研究者奨励に係る寄附の追加）	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 日本私立学校振興・共済事業団が実施する「若手・女性研究者奨励金」への寄附を行う法人等を対象とした措置である。</p> <p>・ 特例措置の内容 日本私立学校振興・共済事業団が実施する「若手・女性研究者奨励金」への寄附を、法人税の全額損金算入が受けられる指定寄附金の対象とする。</p>	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号 </div>	
減収見込額	[初年度] ▲3.4（ - ） [平年度] ▲3.4（ - ） [改正増減収額] - （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 グローバル化が進展する中、我が国が世界の中で存在価値を高め、発展していくための人材を育成するには、その基礎となる教育と学術研究の充実が必要である。 特に、学術研究の未来を担う若手研究者や、能力があるにも関わらず、様々な事情により、その力を十分に発揮できてこなかった女性研究者に対する重点支援を行うことは、我が国の国際競争力を高め、人口減少・少子高齢化社会において持続可能な経済社会を構築していくために極めて重要である。 このため、私立大学等における優れた研究能力を有する若手研究者及び女性研究者の研究意欲を高め、研究の発展を支援するため、企業等の多様で幅広い方面からの民間資金の募集を可能とするよう、税制上の措置等により寄附募集しやすい環境を整備する。</p> <p>（2）施策の必要性 天然資源に恵まれないわが国において、科学技術によって未来を拓く「科学技術創造立国」の実現は極めて重要な課題であるにも関わらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文数、Top10%補正論文数、Top1%補正論文数がほぼ全ての分野ランキングを下げる ・ 国際的に注目されている分野の研究にも参画できていない ・ 優秀な研究者が国外に流出する <p>など、わが国の科学技術を取り巻く環境は危機的な状況である。 我が国の国際競争力の向上に資する若手・女性研究者の育成を図るためには、国費による支援に加え、社会全体で若手・女性研究者支援を行う仕組みを構築することが極めて重要である。 中でも、学術研究の未来を担う若手研究者や、能力があるにも関わらず、様々な事情により、その力を十分に発揮できてこなかった女性研究者に対する重点支援を行うことは、我が国の国際競争力を高め、人口減少・少子高齢化社会において持続可能な経済社会を構築していくために極めて重要である。 日本私立学校振興・共済事業団においては、従来から、企業等の寄附金の運用益による「若手研究者奨励金」により若手研究者の研究支援を行ってきたが、これに女性研究者に対する重点支援という観点を加えた「若手・女性研究者奨励金」を新たに設け、今年度より助成を開始し、その資金として、民間資金を活用している。わが国の財政状況が厳しい中、当該奨励金に対して企業等が寄附を意欲的に行う環境を構築し、社会全体で若手・女性研究者の支援を拡充し、ひいてはわが国の科学技術を取り巻く環境を少しでも改善していくために、税制上の措置を講じることが必要不可欠である</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 5. 重要課題への取組 （2）投資とイノベーションの促進 ①科学技術・イノベーションの推進 「Society 5.0」の実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、「第5期科学技術基本計画」及び「統合イノベーション戦略」に基づき、官民を挙げて研究開発を推進する。若手研究者への重点支援やオープンイノベーションの仕組みの推進等により、我が国の基礎科学力・基盤技術から社会への実装までを強化するとともに、地方創生につなげる。</p> <p>○第5次科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定） 第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 （1）人材力の強化 ① 知的プロフェッショナルとしての人材の育成・確保と活躍促進 i) 若手研究者の育成・活躍促進 科学技術イノベーションの重要な担い手は、ポストドクターをはじめとする若手研究者である。しかし、大学等における若手研究者のキャリアパスが不透明で雇用が不安定な状況にあり、若手研究者が自立的に研究を行う環境も十分に整備されていない。 このため、博士課程修了後に独立した研究者・大学教員に至るまでのキャリアパスを明確化するとともに、若手研究者がキャリアの段階に応じて高い能力と意欲を最大限発揮できる環境を整備する。 （略） また、国は、若手研究者が研究能力を高め、その能力と意欲を最大限発揮できるための研究費支援等の取組を推進する。特に、優れた若手研究者に対しては、安定したポストに就きながら独立した自由な研究環境の下で活躍できるようにするための制度を創設し、若手支援の強化を図る。 ② 人材の多様性確保と流動化の促進 i) 女性の活躍促進 この状況を打開すべく、女性が、研究者や技術者をはじめ科学技術イノベーションを担う多様な人材として一層活躍できるよう取組を加速する。その際、男女問わず、公平に評価する透明な雇用プロセスの構築と、より多様な人材の活躍と働き方の改革が科学技術イノベーション活動を活性化すると認識を幅広い関係者が共有することが重要である。</p> <p>○統合イノベーション戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） 第3章 知の創造 （1）大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出 ③今後の方向性及び具体的に講ずる主要施策 iii) 研究生産性の向上 競争的研究費の一体的な見直し、独創性や分野横断的な俯瞰力を備えた人材の育成等を行うことで、若手研究者による研究や新興・融合領域の開拓に資する挑戦的な研究を奨励するとともに、多様な外部資金を活用して研究者を雑務から解放し、研究に専念できる環境を整備する。</p>
	政策の達成目標	日本私立学校振興・共済事業団が実施する「若手・女性研究者奨励金」の充実により、私立の大学・短期大学・高等専門学校における若手・女性研究者の支援を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	平成30年度 若手研究者奨励金・女性研究者奨励金 配付実績 各31件 各12,400千円	

有効性	要望の措置の適用見込み	寄附金目標額 40,000千円/年 交付目標額 40,000千円/年
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	年度の「若手・女性研究者奨励金」交付見込み <若手研究者> 40件 20,000千円 <女性研究者> 40件 20,000千円
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【所得税】 ・日本私立学校振興・共済事業団への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除（寄附金控除）（所得税法第78条） 【法人税】 ・日本私立学校振興・共済事業団への法人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置（法人税法第37条） ・日本私立学校振興・共済事業団への寄附金のうち、学校法人が設置する私立学校に充てられるものについては、指定寄附金として全額損金算入（法人税法第37条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	若手研究者及び女性研究者がその能力を十分に発揮できるよう、研究基盤の整備を図るためには、十分な規模の寄附金額を確保する必要があり、そのためにも、法人が寄附しやすく、かつ寄附に対する意欲を惹起するための当該措置は急務である。
ページ		5—3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度要望